平成23年第42回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成23年第42回岩手町農業委員会総会は、平成23年6月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について

（２）　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について

（３）　議案第３号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　幅　　清一
２番　三浦　新太郎
３番　岩舘　修一
４番　武田　昭藏
５番　横澤　稔秋
６番　遠藤　幸夫
７番　黒澤　金一
８番　細野　清悦
９番　三浦　博子
10番　千葉　靜子
11番　太布　光則
12番　岩﨑　　明
13番　佐々木　由和
14番　田中　正志
15番　國枝　金一
16番　井戸　ツヨミ
17番　澤村　勇次郎
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄
農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第42回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。７番黒澤金一委員、８番細野清悦委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります 議案３件の提出があります。お諮りします。議案３件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案３件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は、２ページとなります。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてであります。受付番号が11番、土地の所在は大字黒内第２地割、登記地目、畑、面積8,474㎡となります。譲受人が八幡平市の51歳の男性の方です。譲渡人が滝沢村の61歳の女性の方です。理由は、贈与となっております。譲受人の耕作面積は34,158㎡、家族数が５人、耕作者数は１人です。

　次に、受付番号12番、土地の所在は大字川口第30地割、登記地目、畑８筆、合計面積は15,475㎡、田４筆、合計面積は5,888㎡となっております。譲受人は、大字川口第26地割の67歳の男性の方です。譲渡人は、大字沼宮内第９地割の51歳の男性の方です。理由は、相手方の要望となっております。譲受人の耕作面積は75,843㎡、家族数が８人、耕作者数は４人です。売買価格は総額120万円です。

　次に、受付番号14番、土地の所在は大字川口第17地割、登記地目、畑、登記面積1,048㎡となっております。譲受人は、大字川口第19地割の65歳の男性の方です。譲渡人は、大字川口第５地割の76歳の男性の方です。理由は、相手方の要望となっております。譲受人の耕作面積は25,668㎡となっております。家族数は３人で、耕作者数も３人となっております。売買価格は、総額で15万円です。位置につきましては４ページに大字黒内第２地割の図面、５ページは大字川口第30地割の図面、６

ページには大字川口第17地割の図面をそれぞれ掲載してありますのでご参照ください。

次に、７ページをご覧願います。農地法第３条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてであります。受付番号10番、土地の所在は大字五日市第９地割、登記地目、畑、面積は16,258㎡のうち申請した面積は10,000㎡となっております。借受人は、大字久保第９地割の59歳の男性の方です。貸出人は、大字沼宮内第８地割の49歳の男性の方です。理由は、相手方の要望となっております。借受人の耕作面積は57,050㎡、家族数は４人で耕作者数は３人となっております。賃借料は総額で10万円となっております。

次に、受付番号13番、土地の所在は大字土川第４地割、登記地目、畑３筆、登記面積は合計で25,995㎡のうち申請面積の合計は17,900㎡となっております。借受人は、大字土川第４地割の58歳の男性です。貸出人は、大字土川第４地割の60歳の男性の方です。理由は、相手方の要望となっております。借受人の耕作面積は96,627㎡、家族数は６人で耕作者数は２人となっております。賃借料は総額10万円となっております。８ページには大字五日市第９地割の図面、９ページには大字土川第４地割の図面を掲載しておりますのでご参照ください。なおこの件は、現地調査担当の方からも報告していただきます。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

４番武田委員　受付番号11番については、現地は、私の地区にありますので、４番の私の方から報告いたします。この農家は本案件の農地を全て耕作して適切に努めております。本人も含めた家族で農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

11番太布委員　受付番号12番については、現地は、私の地区にありますので、11番の私の方から報告いたします。この農家は本案件の農地を全て耕作して適切に努めております。ただ、既に山林化している土地もありますので所有権移転後、現況に合わせた適用外証明の申請が必要と思われます。本人も含めた家族で農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

12番岩崎委員　受付番号14番については、現地確認は、私と13番佐々木委員、14番田中委員、及び事務局２名で確認してまいりました。この場所は、川口の瀧です。この場所は、もともと本人同士で貸し借りをしてきたものです。今回は、農業委員会を通して、賃貸借契約を結びたいということで申請があった訳であります。

次に、受付番号10番については、場所は役場の付近です。借受ける方は、町内でも優秀な大規模経営農業者です。

次に、受付番号13番につきましては、浮島地区で、この件も以前から貸し借りしていたものですが，今回から農業委員会を通して結ぶということです。３件とも、本人を含めた家族で農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　以上３名の委員さんから現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は11ページとなります。農地法第５条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認について、でございます。受付番号２番、土地の所在は大字久保第６地割、地目は田で、面積は40㎡であります。譲受人が大字久保第６地割の72歳の男性で、譲渡人は大字子抱第２地割、62歳の男性の方でございます。転用目的が物置小屋の建築でございます。Ｌ型外壁工事を含めた工事の総額金額は600万円となっております。図面を添付しておりますのでご参照願います。なお、この件も現地確認をしておりますので、現地調査担当の方からも報告していただきます。以上説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

12番岩崎委員　受付番号２番について、現地確認は、私と13番佐々木委員、14番田中委員、及び事務局２名で確認してまいりました。この場所ですが、半在家で田が変形しているような形になっておりまして、三角部分である訳ですが、ここにＬ型を入れて土盛りをしてやるということでした。時期については、10月頃に工事を行う予定で工事費等が総額600万円ということで、土地の売買については、30万円だそうです。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第３号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は13ページとなります。非農地証明願承認について、です。受付番号は２番となります。土地の所在は、大字沼宮内第13地割、登記地目、現況地目も畑、面積が344㎡となります。申請人は、盛岡市の54歳の男性の方です。現在の状況は、昭和60年頃に車庫及び物置が建築されております。国道281号線から申請地に行くため、階段が設置されております。図面も添付しておりますので、参照してください。なお、この件についても現地確認をしておりますので、現地調査員の方からも報告していただきます。以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

12番岩崎委員　今回の現地調査は、私、岩崎と、13番佐々木委員と14番田中委員と事務局２名により、行いました。この場所は、民部田住宅の信号からトンネルに向かいましてトンネルの手前の左の付近でございます。図面にもありますように、昭和60年頃に道

路に取られた時、今のような形になり、その当時から車庫と雑種地になっていたものですので、今回非農地証明願いが出された訳です。所有者本人は盛岡に居りますので、管理がなかなか思うようにいかないということで申請されました。土地の状況からみても止むを得ないものと、判断してまいりました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号　農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第42回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時58分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

７番　　印

８番　　印